



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 福島県病院局

○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

○福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程

○福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程

#### 福島県人事委員会

○平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

## 規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

#### 福島県規則第二十八号

#### 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表第七号区分の項第八号中「平成十八年四月一日以後適用されている」を「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「同日以後適用されている」を「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「平成十八年四月以後の技能労務職給料表」を「平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表」に改め、同項中第十

号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 平成二十五年四月一日以後適用されている技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の技能労務職給料表、同日以後適用されている技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の技能労務職給料表又は同日以後適用されている福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令の技能労務職給料表（以下「平成二十五年四月以後技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの

別表の二の表第八号区分の項第九号中「平成十八年四月以後の技能労務職給料表」を「平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表」に改め、同項第十号中「平成十八年四月以後の技能労務職給料表」を「平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表」に改め、「福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令の技能労務職給料表」の下に「（以下「平成十八年三月以前技能労務職給料表」という。）」を加え、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの

十二 平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち、平成十八年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の十四号給以上の給料月額を受けていた者であった期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二級であり当該職務の級の四号給以上六号給以下の給料月額を受けていた者であった期間を有するもの、平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の五十七号給以上の給料月額を受けていた者であった期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二級であり当該職務の級の十七号給以上五十二号給以下の給料月額を受けていた者であった期間を有するもの又は平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であった期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて百二十月を超えていたもの

#### 附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

## 福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月26日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

#### 福島県病院局組織規程第一号

**福島県病院局組織規程の一部を改正する規程**

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 福島県立喜多方病院の項を削る。

**附 則**

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3月26日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第2号****福島県病院局処務規程の一部を改正する規程**

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中 「福島県立矢吹病院 矢病」を「福島県立矢吹病院 矢病」に改める。

「福島県立会津総合病院 会病」を「福島県立喜多方病院 喜病」に改める。

**附 則**

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。ただし、第14条の2第1項第1号の改正規定（「福島県立会津総合病院 会病」を「福島県立喜多方病院 喜病」に改める部分に限る。）は、平成25年 5月13日から施行する。  
（病院総務課）

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3月26日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第3号****福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第28条中「、喜多方市」を削る。

**附 則**

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3月26日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第4号****福島県病院局事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院局事業職員の職の格付に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

病院行政職給料表格付表中「、喜多方」を削る。

病院医療職給料表(2)格付表中「喜多方、会津総合」を「会津総合」に改める。

病院医療職給料表(3)格付表中「、喜多方」を削る。

**附 則**

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3月26日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程5号****福島県病院局事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院局事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成24年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福島市光が丘1番地」を「喜多方市宇都宮市宇都宮区宇都宮1番地」に、「会津医療センターの整備に係る」を「旧福島県立喜多方病院（福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年福島県条例第40号）の施行の日の前日において福島県立喜多方病院であったものをいう。）の残務の整理に関する」に改める。

**附 則**

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

（病院総務課）

**福島県人事委員会**

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

## 福島県人事委員会規則第十号

## 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「ものには、」の下に「平成二十六年三月三十一日までであつては」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までであつては差額相当額から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までであつては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額に二を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額に改め、同条第二項中「ものには、」の下に「平成二十六年三月三十一日までであつては」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までであつては差額相当額から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までであつては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額に改める。

第五条第一項中「ものには、」の下に「平成二十六年三月三十一日までであつては」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までであつては差額相当額から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までであつては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）